

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

【租税特別措置法第41条の5用】

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住 所 (又は 居所 事業所等)		フリガナ 氏 名		電 話 番 号	()
---------------------------	--	-----------------	--	----------------	-----------

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		m ²	m ²
居 住 期 間			年 月 ~ 年 月	
譲渡先	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
譲 渡 契 約 締 結 日			年 月 日	年 月 日
譲 渡 し た 年 月 日			年 月 日	年 月 日
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額	①	円	円	円
取 得 費	取 得 価 額	② 円	円	円
	償 却 費 相 当 額	③ 円	円	
	差 引 (② - ③)	④ 円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用		⑤ 円	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (① - ④ - ⑤)		⑥ 円	円	円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況・利用目的	面 積		m ²	m ²
買 換 資 産 の 取 得 (予 定) 日			年 月 日	年 月 日
居住の用に供した(供する見込)日			年 月 日	
買 換 資 産 の 取 得 (予 定) 価 額		円	円	円
買入れ先	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先			(借入先	) 円

関 与 税 理 士 名

(電話)

税 務 署
整 理 欄

資産課税部門

個 人 課 税 部 門

純損失
(有・無)

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法第41条の5）」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額（⑥）**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した（供する見込）日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した（供する見込）日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記（1）又は（2）の場合、別途「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」（国税庁ホームページ【<https://www.ntago.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。